

四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第17号

四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年四日市市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 学園は法第4条第2項に規定する児童に対し、次の各号に定める事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する放課後等デイサービス</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第4項</u>に規定する居宅訪問型児童発達支援</p> <p>(4) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援</p> <p>(5) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第19項</u>に規定する特定相談支援事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 学園は法第4条第2項に規定する児童に対し、次の各号に定める事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービス</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する居宅訪問型児童発達支援</p> <p>(4) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援</p> <p>(5) <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第18項</u>に規定する特定相談支援事業</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第5号の改正（「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める部分に限る。）は、障害者の日常生活

及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に定める施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（こども未来部あけぼの学園）